

2025年1月10日



令和6年度 不動産コンサルティング技能試験 合格発表

推進センターは、本日1月10日に令和6年度不動産コンサルティング技能試験の合格者を発表しました。

合格者は、登録のための要件が整えばいつでも「公認 不動産コンサルティングマスター」として登録申請することができます。

昨年6月に国土交通省が発表した「不動産業による空き家対策推進プログラム」において媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進が明記されたこともあり、今年度の受験者数は1,034名と、前年度の977名より57名(5.8%)増加しました。

不動産の相続対策や空き家問題など、不動産をめぐる課題やニーズが多様化・高度化する中で、「公認 不動産コンサルティングマスター」に対する期待は益々高まっています。

◆令和6年度の合格発表について

- ①試験実施日 令和6年11月10日(日)
全国12会場にて実施
(札幌、仙台、東京、横浜、静岡、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)
- ②受験者数 1,034名(受験予定者1,387名の内、受験率74.5%)
- ③合格者数 432名(合格率41.8%：受験者に対する合格者の割合)
- ④合格基準 択一式試験と記述式試験の合計200点満点中、110点以上得点した者を合格とする。
- ⑤合格者発表 合格者に合格通知書を送付するほか、合格者の受験番号及び問題の正解を、当センターホームページに掲載。
また、当センターにおいて合格発表日から2週間(令和7年1月10日(金)～1月24日(金))、合格者の受験番号、試験問題及び問題の正解を閲覧に供する。

不動産流通推進センターホームページ
<http://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>
公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075

《令和6年度試験 試験地別人数構成》

試験地	受験者数	合格者数	合格率	試験地	受験者数	合格者数	合格率
札幌	18名	7名	38.9%	名古屋	56名	23名	41.1%
仙台	27名	9名	33.3%	大阪	153名	66名	43.1%
東京	502名	226名	45.0%	広島	30名	11名	36.7%
横浜	94名	47名	50.0%	高松	26名	2名	7.7%
静岡	23名	5名	21.7%	福岡	70名	24名	34.3%
金沢	14名	8名	57.1%	沖縄	21名	4名	19.0%
				合計	1,034名	432名	41.8%

不動産コンサルティング技能試験及び合格発表に関する詳細は下記URLよりご覧いただけます。

▼不動産コンサルティング技能試験 ホームページ

<https://www.retpc.jp/rcm/exam/>

【「公認 不動産コンサルティングマスター」登録申請～認定】

- ①試験に合格された方は、合格発表日以降、随時、登録申請を受け付けています。
(合格通知書に申請手続き案内を掲載しています)

※合格の効力は、試験合格年度から五年度目の3月末日まで有効です。

令和6年度試験の場合は、令和11年度末(令和12年3月31日)まで有効です。

期限を過ぎると登録申請できなくなりますので、できるだけ早く登録手続きを行ってください(但し、延長措置があります)。

- ②登録要件を満たされた方は、「公認 不動産コンサルティングマスター」として当センターに登録され、「公認 不動産コンサルティングマスター認定証書」及び「公認 不動産コンサルティングマスター認定証」が交付されます。

▼不動産コンサルティング技能試験・登録制度についての詳細

<https://www.retpc.jp/rcm/>

不動産流通推進センターホームページ

<http://www.retpc.jp/>

<ニュースリリース問い合わせ先>

公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL:03-5843-2075

- ◆「公認 不動産コンサルティングマスター」とは
国家資格である宅地建物取引士、不動産鑑定士、一級建築士がその専門性を活かしながら「不動産価値の創造と最大化」を目指す、わが国唯一の不動産コンサルティングの資格です。
※令和6年3月現在の登録者数
約15,300名（内、令和5年度の新規登録者数 399名）

- ◆不動産コンサルティング技能登録制度とは
不動産コンサルティング技能登録制度は、当センターが不動産特定共同事業法施行規則第21条第1項第3号に基づき、国土交通大臣の登録を受けて実施する登録証明事業です。不動産コンサルティングを行うために必要な知識及び能力に関する試験を行い、試験に合格し不動産等に関する一定年数以上の実務経験を有する等の要件を満たして登録した方を「公認 不動産コンサルティングマスター」として当センターが認定し、「公認 不動産コンサルティングマスター認定証」等を交付することにより、一定水準の知識及び能力を有していることを証明するものです。

不動産コンサルティング技能試験に関する問い合わせ先
TEL：11:00～15:00（土・日・祝・毎月第1・3・5金曜を除く）
メール：consul@retpc.jp

以上